

調達要求番号 :

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書	
物品番号	仕 様 書 番 号
	那病-C-衛M50005B
リネン類の外注洗濯	防衛大臣承認
	作 成 令和 4年 2月 2日
	変 更 令和 4年12月16日
	作成部隊等名 自衛隊那覇病院

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊那覇病院（以下，“病院”という。）において使用するリネン類の外注洗濯（以下、“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正などがあった場合には、その適用について別途協議し、引用文書に定める事項が個別仕様書に定める事項と相違する場合は、個別仕様書を優先するものとする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

医療法（昭和23年法律第205号）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

医療法施行令（昭和23年政令第326号）

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）

病院、診療所等の業務委託について（平成5年指第14号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的な要求事項

この仕様書に規定していない事項は、法令等の定めによるほか、契約担当官等との調整による。

2.2 役務実施場所

役務実施場所は、自衛隊那覇病院（沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地内）又は契約の相手方の指定する施設とする。

2.3 役務実施期間

役務実施期間は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 リネン類の種類

リネン類の種類は、調達要領指定書によって指定する。

2.5 役務内容

2.5.1 洗濯

洗濯は、次による。

- a) 契約の相手方は、医療法第15条の3、医療法施行令第4条の7及び医療法施行規則第9条の14で定める基準に適合する者とする。
- b) （一財）医療関連サービス振興会が認定する、医療関連サービスマーク制度の認定事業者であること。
- c) 洗濯業務は、“病院、診療所等の業務委託について（平成5年指第14号）”第8項を順守するものとする。
- d) リネン類の洗濯は、80°C・10分間以上の熱水消毒を行うとともに、クリーニング業法に基づき、素材ごとに適切な洗濯処理及び仕上げを行うものとする。
- e) 診察衣、看護服、看護衣及び予防衣（長袖）の仕上げは、ハンガー掛けとする。

2.5.2 集配

集配は、次による。

- a) 集配は、毎週2回、火曜日及び金曜日とし、火曜日収集分は同週金曜日、金曜日収集分は翌週火曜日納品を基準とする。
- b) 集配日が祝日及び休診日等の場合は、官側との協議のうえ実施するものとする。
- c) 集配場所は、収集は病院1階リネン庫とし、納品は病院2階衛生資材課事務室とする。ただし、集配場所が変更となる場合は、官側との協議のうえ変更するものとする。
- d) 集配は、監督官等の立会のもと員数等を確認し、指定する“受領書”又は“納品書”に必要事項を記載する。

2.6 対象物、感染の危険のある寝具類の取扱い

病院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されている恐れのあるリネン類であって、医療機関において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒が行われていないものの洗濯を契約の相手方に委託することはできない。ただし、病院は例外的に消毒前に感染の危険があるリネン類の洗濯を契約の相手方に委託する時は、水溶性ランドリーバックに入れて密閉し、感染の危険のあるリネン類である旨を明示し、他に感染する恐れのないよう取り扱わなければならない。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 秘密保全など

4.1 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に知り得た事項の管理に万全を期する（業務従事者等に対する教育及び研修を含む。）とともに、別途利用、その他への公表などは、防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終了後も、同様とする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても当該実施場所の許可権者の許可を受けることなく撮影をしてはならない。

4.2 役務実施場所などへの立入りなど

役務実施場所などへの立入りなどは、次による。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和 5年 1月 16日
	作 成 部 課	自衛隊那覇病院 衛生資材課
	作 成 年 月 日	令和 5年 1月 16日
品 名	リネン類の外注洗濯	
仕 様 書 番 号	那病-C-衛M50005B	

指定事項

2.3 役務実施期間

役務実施期間は、令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。

2.4 リネン類の種類

リネン類の種類は、表1とする。

表1-リネン類の種類

連番	品名	予定数量	単位
1	患者用シーツ	300	EA
2	処置台カバー	100	EA
3	毛布カバー	500	EA
4	患者用枕カバー	500	EA
5	患者用枕	100	EA
6	クッション	5	EA
7	タオル	1,000	EA
8	バスタオル	500	EA
9	患者用タオルケット	500	EA
10	患者用ベットパッド	300	EA
11	患者用マットレス	10	EA
12	患者用毛布	50	EA
13	患者用羽毛布団	30	EA
14	カーディガン	10	EA
15	患者用Tシャツ	10	EA
16	患者用半ズボン	25	EA
17	患者衣上衣	50	EA
18	患者衣ズボン	50	EA
19	患者衣(浴衣形)	500	EA
20	透視衣	50	EA
21	手術衣上衣	1,000	EA
22	手術衣ズボン	1,000	EA
23	エプロン	10	EA
24	診察衣	200	EA
25	看護服上衣(長袖)	100	EA
26	看護服上衣(半袖)	800	EA
27	看護服ズボン	800	EA
28	予防衣(長袖)	10	EA
29	予防衣(ノースリーブ)	10	EA
30	レスキューブランケット	10	EA
31	看護衣(ワンピース形)半袖	50	EA
32	看護衣(ワンピース形)長袖	50	EA
33	カーテン	100	EA